

いわき市における公共施設への自動体外式除細動器（AED）の設置指針

保健所総務課

1 趣 旨

心肺機能停止による突然死から市民の尊い命を守るため、公共施設への自動体外式除細動器（AED）の設置を進め、市民等の救急救命処置による救命率の向上を図るとともに、その設置による効果を高めるため、救命講習会の受講の促進、機器の適切な管理、市民への周知啓発等について、いわき市における公共施設への自動体外式除細動器（AED）の設置指針（以下「設置指針」という。）を定めるものである。

2 これまでの経過

本市における自動体外式除細動器（AED）については、平成16年7月に厚生労働省から通知された「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、心肺機能停止傷病者が発生した救急現場に居合わせた者（バイスタンダー）による使用の取扱いが示されたことを受け、その内容を踏まえ、平成17年度に設置指針を定めたところであり、同指針に基づき、平成18年4月から設置を進めてきたものである。

平成17年度に定めた設置指針においては、設置基準として、年間利用者数が概ね5万人以上の公共施設としたほか、高齢者の利用状況、運動設備や入浴施設の有無、消防署からの距離に留意することとしているが、これまで経過する中で、指定管理者等による設置や、設置を検討することとしていた市内（市立）小・中学校への設置が進むなど、設置台数は年々増加してきており、また、この設置台数の増加に伴い、機器使用時の事故等を防止するための各設置施設管理者への維持管理の徹底等が求められているところである。

3 設置基準

自動体外式除細動器（AED）の設置については、平成16年7月に厚生労働省から通知された「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、心肺機能停止傷病者が発生した救急現場に居合わせた者（バイスタンダー）による使用の取扱いが示されたことを機として、公共及び民間の集客施設を中心に、国内において急速に普及してきたところである。

本市においても、これらを背景として、これまで、設置指針に基づき、年間利用者数が概ね5万人以上の公共施設に加え、それぞれの所管施設の利用形態等を考慮した各部局の判断による設置も進められてきており、比較的利用者数の多い公共施設への設置は概ね完了し、利用者数に対する一定の基準は満たしてきたものと考えられる。

そのため、今後は、心肺機能停止の症例に関する全国の状況や他の中核市における設置状況等を踏まえるなどし、次の基準により設置を進めることとする。

(1) 老人福祉施設など、高齢者の利用が多い施設

☞ 全国における心肺機能停止傷病者全搬送人員のうち、60歳～80歳代の占める

割合が大きく、高齢者の利用頻度が多いことにより、心肺機能停止傷病者の発生の危険性が高まることを考慮したもの。(総務省消防庁「救急蘇生統計(2008年)」より)

他市においても、高齢者の症例発生の危険性が極めて高い状況にあることから、老人福祉施設等への設置率は高く、また、有料老人ホーム等の民間施設についても普及が進んでいる状況にある。

(2) 保育園、幼稚園、小・中学校など、幼児・児童の利用が多い施設

☞ 少子高齢社会等が進行する中であって、幼児・児童への対応として、活発なスポーツ活動の実施により心臓への大きな負担が懸念され、また、身体的にも精神的にも未熟であり、突発的・偶発的な事故に遭遇する可能性が比較的高く、心肺機能停止傷病者の発生の危険性が高まることを考慮したもの。事例により、1ヵ月後生存率及び1ヵ月後社会復帰率とも10歳代が最も高い状況にあり、救命効果が高い。(総務省消防庁「救急蘇生統計(2008年)」より)

また、他市においても、小・中学校への設置率は高く、保育園、幼稚園への設置も一部進んでいる状況にある。

(3) 支所、市民サービスセンターなど、地域の身近な施設として、比較的用户が多い施設

☞ 広域な本市では、支所や市民サービスセンターにおいて、それぞれの地域で身近に行政サービスを受けることができるため、幅広い年齢層の市民が比較的多く利用する施設であることから、心肺機能停止傷病者の発生の危険性が高まることを考慮したもの。

また、他市においても、本庁舎に加え、市民利用の多い代表的な公用施設として、設置が進んでいる。

※ いずれの施設についても、機器の日常点検を実施する点検担当者の配置の必要性から、機器の管理ができる施設管理担当職員等が常駐することが前提。

また、上記以外の施設についても、次の事項に留意し、施設を所管する部局において設置の必要性を判断するものとする。

(4) 新築及び改築する施設

☞ 施設の新築及び改築に当たっては、その利用形態等から、当該施設を所管する部局において設置の必要性を判断するものとする。

(5) 運動設備や入浴施設等を有する施設

☞ 運動時や入浴時に心肺機能停止状態に陥る事例が多く報告されており、当該設備等を有することにより、心肺機能停止傷病者の発生の危険性が高まることを考慮したもの。他市においても、体育施設への設置率は高い状況にある。

(6) その他

ア これまで、設置指針や各部局の判断により設置を進めてきた、年間利用者数が概ね5万人以上の施設をはじめ、不特定多数の利用者を有する等の施設については、これまでと同様に、適切に機器を管理するとともに、適時、機器更新等を行

うこととする。

また、現状においては、これまでの設置指針に基づき、年間利用者数が概ね5万人以上の施設については設置が完了しているものと考えられるが、不特定多数の利用者を有する施設については、心肺機能停止傷病者の発生の危険性が高いと考えられることから、今後とも、引き続き、設置基準の1つとして、当該施設を所管する部局において設置の必要性を判断し、整備を進めていくものとする。

イ 自動体外式除細動器（AED）の設置については、心肺機能停止傷病者への応急対応に万全を期す観点からは、理想的には、全ての公共施設に設置することが望ましいが、

- ① 消防署からの距離に加え、同一建物内の施設や同一敷地内の施設、隣接する施設等への機器の設置状況について考慮するとともに、
- ② 国・県等の財源を活用した設置や、指定管理者等による設置など、機器の設置費用の負担軽減策について十分に検証する。

ウ 過去において心肺機能停止の症例を有する施設については、その利用形態等から今後も同症例の発生が危惧される場合、当該施設を所管する部局において設置の必要性を判断するものとする。

4 管理方法

自動体外式除細動器（AED）については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理を行わなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある医療機器であることから、平成21年4月に厚生労働省から通知された「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」に基づき、次の方法により管理を徹底するものとする。

(1) 日常点検の実施及び消耗品の管理

施設管理担当職員等を点検担当者として配置し、毎日、機器本体のインジケータのランプの色や表示により、機器が正常に使用可能な状態を示していることを確認するとともに、電極パッド及びバッテリーの消耗品について、その交換時期等が外部から容易に確認できるよう表示ラベルを貼付し、日頃から確認するなど、日常点検及び消耗品の交換について、適切な管理を徹底する。

また、機器を設置する全ての施設において、年に1回、一斉に機器の点検を実施する日（例えば、毎年9月9日の「救急の日」）を定め、当該日において、点検担当者は、別紙「自動体外式除細動器（AED）定期保守点検記録票」に基づき、機器の状態等について点検を実施する。

(2) 設置状況の把握

設置台数が増加していることから、機器使用時の事故等を防止するため、公共施設への設置状況を全体として把握するための台帳を保健福祉部（保健所総務課）において整備する。なお、施設において新たに機器を設置した場合は、当該施設を所管する部局を通じ、別紙により、同課へ速やかに報告する。

(3) 使用実績及び故障の報告

施設において機器の使用及び故障があった場合は、当該施設を所管する部局を通じ、別紙により、同課へ速やかに報告する。

5 救命講習会

心肺機能停止傷病者が発生した救急現場に居合わせた者（バイスタンダー）が、一定の条件下において自動体外式除細動器（AED）を使用し救命活動を行った場合、全国の平成20年の1年間の状況において、傷病者の1ヵ月後生存率は43.8%、1ヵ月後社会復帰率は38.2%であり、未使用の場合に比し、それぞれ4.5倍、6.8倍にも及んでいるが、バイスタンダーが自動体外式除細動器（AED）を使用し救命活動を行った事例はまだまだ少ない状況である。（総務省消防庁「救急蘇生統計（2008年）」より）

このため、自動体外式除細動器（AED）設置による効果を更に高めるため、機器を設置する施設に勤務する職員は、消防本部が行う講習会を積極的に受講することとする。

なお、その他職員についても、講習会への参加に努めることとする。

6 市民への周知啓発

自動体外式除細動器（AED）の必要性や有効性に対する市民の理解を深めるため、機器に対する一般的な知識や操作方法、救命講習会への参加、公共施設への設置一覧等について、広報いわきや市ホームページ等を通じ、広く周知啓発を図ることとする。

また、機器を設置する施設においては、施設利用者等に対し、設置施設であることや機器の所在が明らかになるよう“AED”と表示されたステッカー等の掲示を積極的に行なうこととする。

7 民間施設への設置促進

観光施設や商業施設など、多くの市民等が利用する民間施設については、市民の尊い命を守るという観点から、自動体外式除細動器（AED）の設置が進められるべきであると考えられるため、それぞれの民間施設と関係の深い部局においては、消防本部や保健所等と連携しながら、自動体外式除細動器（AED）の設置促進や普及啓発に努めるものとする。

8 役割分担

自動体外式除細動器（AED）の設置等に関する各部局の役割分担については、次のとおりとする。

No.	内 容	担 当 部 局
1	設置指針の作成及び見直し	保健福祉部
2	公共施設への設置及び管理等	
	設置（予算措置を含む。）	施設を所管する部局
	設置後の機器管理（予算措置を含む。）	施設を所管する部局
	機器の使用及び故障等に関する報告	施設を所管する部局
	機器の使用及び故障等に関する把握	保健福祉部
	市全体としての台帳整備	保健福祉部
	管理等に関する国等からの情報の提供	保健福祉部、消防本部 等
3	講習会の開催及び受講促進	消防本部、総務部（人材育成支援課）
4	市民への周知啓発	保健福祉部、消防本部
5	民間施設への設置促進	民間施設と関係の深い部局
6	議会対応	
	設置指針等に関すること	保健福祉部
	講習に関すること	消防本部、総務部
	個別施設に関すること	施設を所管する部局
7	報道機関対応	
	設置指針等に関すること	保健福祉部
	講習に関すること	消防本部、総務部
	個別施設に関すること	施設を所管する部局

なお、平成 17 年度に作成した設置指針に基づき、保健福祉部（保健所総務課）において平成 18 年 5 月に各施設へ設置した 36 台の自動体外式除細動器（AED）については、それぞれの施設において適切な管理を実施する観点から、今回の設置指針の見直しに合わせて所管替えを行うこととする。

また、国・県の出先機関施設については、市の設置指針を伝えることとし、設置に

についてはそれぞれの判断に委ねることとする。

9 設置指針の見直し

設置指針は、今後の社会情勢に照らして見直しの必要性が生じた場合には、適宜、見直しを行うものとする。

なお、設置指針の見直しの検討については、平成 17 年度に設置した「自動体外式除細動器（AED）の設置に関する庁内検討委員会」において行うものとする。

【委員名簿】

委員長	保健福祉部保健所次長		農林水産部農業政策課長	
委員	総合政策部政策企画課長	委員	産業振興部産業チャレンジ課長	
	危機管理部危機管理課長		観光文化スポーツ部 観光振興課長	
	総務部総務課長		土木部土木課長	
	財政部財政課長		都市建設部都市計画課長	
	市民協働部地域振興課長		議会事務局総務議事課長	
	生活環境部環境企画課長		教育委員会事務局教育政策課長	
	保健福祉部保健福祉課長		消防本部警防課長	
	保健福祉部保健所総務課長		庶務	保健福祉部保健所総務課
	こどもみらい部こどもみらい課 長			

附 則

この設置指針は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この設置指針は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この設置指針は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この設置指針は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この設置指針は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この設置指針は、令和4年4月1日から実施する。

附 則

この設置指針は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この設置指針は、令和6年4月1日から実施する。

(別 紙)

- 設置報告様式
- 使用報告様式
- 故障等報告様式
- 自動体外式除細動器（AED）定期保守点検記録票様式

別紙報告様式
(設置報告)

〇 〇 〇 号 外
令和 年 月 日

保健所総務課長 様

〇〇〇〇課長

自動体外式除細動器 (AED) の設置について (報告)

このことについて、次のとおり設置したので報告します。

設 置 施 設	
設 置 者	<input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> その他 ()
設 置 台 数	台
設 置 年 月 日	令和 年 月 日
設 置 形 態	購 入 (台) リ ー ス (台) 自動販売機付帯サービス (台) 寄 付 (台) そ の 他 (台)
製 造 メ ー カ ー	

(担当課等連絡先)

別紙報告様式
(使用報告)

〇 〇 〇 号 外
令和 年 月 日

保健所総務課長 様

〇〇〇〇課長

自動体外式除細動器 (AED) の使用について (報告)

このことについて、次のとおり使用したので報告します。

使 用 日 時	令和 年 月 日 () 時 分 頃
使 用 場 所	
使用者 (操作した者)	
使 用 状 況	<input type="radio"/> 心肺機能停止傷病者 ・ 性 別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 ・ 年 齡 歳 位 <input type="radio"/> 使用経過
上 記 以 外 の これまでの使用実績	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(担当課等連絡先)

別紙報告様式
(故障等報)

〇 〇 〇 号 外
令和 年 月 日

保健所総務課長 様

〇〇〇〇課長

自動体外式除細動器 (AED) の故障等について (報告)

このことについて、次のとおり故障等したので報告します。

種 別	<input type="checkbox"/> 故 障 <input type="checkbox"/> 破 損 <input type="checkbox"/> 紛 失
故障・破損・ 紛失時等の状況	

(担当課等連絡先)